

# グループホームひかりの里 料金表

(別紙)

2024年4月改定

介護保険を利用する場合は、原則として基本料金の1割、2割、3割のいずれかの自己負担となります。

自己負担が1割の場合は下のとおりです。

$$(\text{基本料金} + \text{加算料金}) \times 1/10 = \text{ご利用者負担額}$$

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービス又は介護保険対象外サービスは全額自己負担になります。

## 〔介護保険基本料金〕

要介護度	基本料金 (30日の場合)	利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援2	749 × 10 × 30 = 224,700 円	22,470 円
要介護1	753 × 10 × 30 = 225,900 円	22,590 円
要介護2	788 × 10 × 30 = 236,400 円	23,640 円
要介護3	812 × 10 × 30 = 243,600 円	24,360 円
要介護4	828 × 10 × 30 = 248,400 円	24,840 円
要介護5	845 × 10 × 30 = 253,500 円	25,350 円

## 〔介護保険加算料金〕

加算項目	加算料金	利用者負担額 (1割負担の場合)
医療連携体制加算Ⅰ	57 × 10 × 30 日 = 17,100 円	1,710 円 (30日の場合)
医療連携体制加算Ⅱ	5 × 10 × 30 日 = 1,500 円	150 円 (30日の場合)
初期加算	入居した日から起算して30日以内の期間 30 × 10 × 30 日 = 9,000 円	900 円 (30日の場合)
サービス提供体制加算	6 × 10 × 30 日 = 1,800 円	180 円 (30日の場合)
高齢者施設等 感染対策向上加算	10 × 10 = 100 円	10 円/月
生産性向上推進体制加算	10 × 10 = 100 円	10 円/月
科学的介護 推進体制加算	40 × 10 = 400 円	40 円/月
処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	基本料金及び加算料金の111/1000に相当する額 加算 (1月につき)
特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	基本料金及び加算料金の23/1000に相当する額 加算 (1月につき)
ベースアップ等支援加算	ベースアップ等支援加算	基本料金及び加算料金の23/1000に相当する額 加算 (1月につき)

## 〔その他の費用〕

食材料費	1,740 円/日
理美容代	実費
おむつ代	実費
居住費	57,000 円/月
管理費 (水光熱費)	27,900 円/月
特別食費	実費 (利用者の希望により特別な食事を提供した場合の費用です。)
その他 (ティッシュペーパー、 歯ブラシ、おやつ等)	実費 (利用者各々の希望により準備する物品の費用です。)

※ 居住費、管理費について、月途中での入退居の場合は実績に応じて日割りにて算出した請求額となります。